

別表第3 窒素含有量の規制基準を定める係数（新設事業場に適用）

業種又は施設		特定施設番号 (注1)	上乗せ基準 (mg/L)	a	b	
1	畜産関係特定施設	1の2、74	30	40.2	0.93	
2	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	日平均排水量が500m ³ 未満のもの	20	23.6	0.96	
		日平均排水量が500m ³ 以上のもの	10	11.8	0.96	
3	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業及び飲食店	日平均排水量が500m ³ 未満のもの	66の3～66の8	20	26.8	0.93
		日平均排水量が500m ³ 以上のもの		10	13.4	0.93
4	病院施設	68の2	10	13.4	0.93	
5	みなし病院施設	みなし病院	15	20.1	0.93	
6	みなし浄化槽	みなし浄化槽	30	40.2	0.93	
			20	26.8	0.93	
7	し尿処理施設	72	20	13.6	0.96	
8	その他の業種又は施設	日平均排水量が500m ³ 未満のもの	15	17.0	0.97	
		日平均排水量が500m ³ 以上のもの	10	11.3	0.97	

(注1) 政令別表に掲げる施設番号。